（記載上の注意）
1　（略）
2　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもののうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５（「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース負債」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１）を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第３～第５　（略）

第６　連結注記表

（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	（略）
（略）	1　第４章第３節第５款（第127条第１項第８号及び第128条第１号を除く。）に規定する事項に準じて記載すること。 2　（略）
表示方法の変更に関する注記	
会計上の見積りに関する注記	
（略）	
連結損益計算書に関する注記	
金融商品に関する注記	
（略）	
税効果会計に関する注記	
リースに関する注記	
賃貸等不動産に関する注記	
（略）	
重要な後発事象に関する注記	
収益認識に関する注記	
（略）	

（記載上の注意）
1　（略）
2　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもののうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５（「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１）を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第３～第５　（略）

第６　連結注記表

（記載上の注意）　（略）

項目	注記事項
（略）	（略）
（略）	1　第４章第３節第５款（第127条第１項第９号及び第128条第１号を除く。）に規定する事項に準じて記載すること。 2　（略）
表示方法の変更に関する注記	
（新設）	
（略）	
連結損益計算書に関する注記	
（新設）	
（略）	
税効果会計に関する注記	
（新設）	
（新設）	
（略）	
重要な後発事象に関する注記	
（新設）	
（略）	

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（情報の提供） **第二十条の二**　（略） ２～９　（略）	（情報の提供） **第二十条の二**　（略） ２～９　（略）